

# 許しません 飲酒運転 許す人

## ～飲酒運転を根絶しよう～

年末年始は、特に飲酒の機会が多くなります。飲酒運転は、重大事故に直結する悪質・危険な違反であることを正しく認識し、「飲酒運転は、酒を飲む人も、飲ませた人も犯罪である」ことを徹底し、飲酒運転を根絶しましょう。

たとえ、わずかな量であっても、酒を飲んだ時は絶対にハンドルを握らないでください。自分では、「まだ酔っていない。大丈夫だ。」と思っていても、判断能力や身体能力などが、必ず低下しており、正常な運転ができなくなります。



### 【飲酒運転の危険性】

#### アルコールの麻酔作用

- ─ 安全運転に必要な情報処理能力の低下
- ─ 注意力の低下
- ─ 判断力の低下



交通事故に結びつく可能性が高い

また、運転したドライバーだけでなく、飲酒運転の周辺者も処罰されます。具体的には、

- 飲酒運転をするおそれのある人に対してお酒を提供した人
- 飲酒をした人に運転を依頼して車に同乗した人
- 飲酒運転をするおそれのある人に対して車を貸した人

といった周辺者も処罰の対象となり、懲役、罰金のほか、免許取消・免許停止等の処罰の対象となります。



## みんなでつくる安心の街 ～犯罪を防いで明るい新年を迎えましょう～

12月1日から20日までの20日間、年末の安全なまちづくり県民運動

デパートや商店に年末セールスの商品が並び、街角にジングルベルのメロディが流れ始めると、年の瀬の慌ただしさに一段と拍車がかかり、犯罪の増加が予想されます。 「安全・安心なまちづくり」を進める意識を持って、明るい新年を迎えましょう。

### ※ 注意

10月号でも説明させて頂きましたが、相変わらず千秋町地内では、住宅対象の侵入盗（空き巣・忍込み・居空き）被害が増加しています。

### 防犯の4原則

